

定 款

一般社団法人日本臨床泌尿器科医会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床泌尿器科医会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

② この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この法人は、臨床泌尿器科学の発展と普及、ならびに泌尿器科医の生涯にわたる研鑽を通じて、その診療の質と社会的評価の向上、経済的基盤の強化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、研修会及び講演会等の開催
- (2) 泌尿器科及びその関連領域の保健医療の改善と情報提供
- (3) 泌尿器科医療の向上と普及をつうじて福祉に貢献するための事業
- (4) オフィスウロロジーが抱える諸問題の情報交換とその対策
- (5) 会員の相互扶助および親睦を図るための企画
- (6) 会報の発行とホームページの作成管理
- (7) 都道府県の泌尿器科医会や医師会泌尿器科分科会などと連携と協力
- (8) 勤務医会の抱える諸問題の情報交換とその対策
- (9) 財務管理と経理の合理的運用
- (10) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 主として泌尿器科の診療に従事する者であり、この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 3 名誉会員 この法人に功績のあった者又は学識経験を有する者で理事会において推薦された個人

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- ② 入会は、この法人が定めた基準により理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知する。
- ③ 入会日は入会金及び年会費を支払った年月日とする。

(経費の負担)

第7条 正会員、賛助会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負い、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の議決を経て会長が定めた退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第6条の支払義務を3年以上履行しなかったとき
- 2 総社員が同意したとき
- 3 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 4 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は会員が第10条の規定により退会しても既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- 7 解散及び残余財産の処分
- 8 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 9 基本財産の処分の承認
- 10 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 監事の解任
 - 2 定款の変更
 - 3 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - 4 解散及び残余財産の処分
 - 5 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - 6 基本財産の処分
 - 7 その他法令又はこの定款で定める事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合

には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使できる。

- ② 前項の場合における前条の規定については、その社員は出席したものとみなす。
- ③ 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上35名以内
- 2 監事 1名以上3名以内
- ② 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- ③ 会長は、一般法人法上の代表理事とする。
- ④ 会長以外の理事のうち、理事会で別に定めるこの法人の業務を分担する理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- ④ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- ⑤ 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理

事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。
- ④ 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人を補佐する。
- ⑤ 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務執行の状況を監査すること。
- 2 この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- 3 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるとき、意見を述べること。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 5 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 6 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 7 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ③ 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- 5 規則の制定、変更及び廃止

② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 1 重要な財産の処分及び譲受け
- 2 多額の借財
- 3 重要な使用人の選任及び解任
- 4 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第31条 通常理事会は、毎年定期に、年3回開催する。

② 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

4 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。

5 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

② 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

③ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

④ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たるが、会長が指名した場合は専務理事が当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第42条 基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第43条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- ② 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、暫定予算として本予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。また、必要に応じ補正予算等を作成し、理事会の承認を得ることができる。

- ② 前項の暫定予算の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- ③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事の名簿
- 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第50条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第51条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(諸委員会)

第53条 この法人に総務、広報、学術、保険、財務、医療対策、オフィスウロロジー、勤務医の各委員会を置き、必要に応じて他の委員会を設けることができる。

- ② これらの委員長は会長が指名し理事会において決定する。
- ③ 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- ④ 委員の任期は第26条第1項の役員の任期に準じる。

(都道府県委員会)

第54条 各都道府県会員の中から、原則として各1名の委員の推薦を求め、都道府県委員会を設けることができる。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて事務局次長及び所要の職員を置くことができる。
- ③ 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- ⑤ 会議の設定運営、諸規定の整備、渉外活動を行う
- ⑥ 事務局長は財務委員長を兼務することができる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(設立時の役員)

第58条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(設立時の代表理事)

第59条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定めるものとする。

(最初の事業年度)

第60条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第61条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。